

F I P ファンド 3 年

5 号コース匿名組合契約

契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。

株式会社 F I P パートナーズ（営業者兼私募取扱者）

第二種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2631 号

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町16番1号

目 次

※お客様のご判断に影響を及ぼすこととなる特に重要な事項……………	p. 1
①手数料など諸費用について ……………	p. 2
②元本欠損が生ずるおそれがあることについて……………	p. 2
③本契約にクーリング・オフの適用がないことについて……………	p. 4
第 1 本契約の概要 ……………	p. 5
第 2 お客様にお支払い頂く手数料等諸費用について ……………	p. 6
第 3 お客様がする金融商品取引行為について、本営業者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがあることについて ……………	p. 6
第 4 本契約終了の事由について ……………	p. 6
第 5 本契約に関する租税の概要について ……………	p. 7
第 6 本出資持分の譲渡に関する制限について ……………	p. 7
第 7 株式会社 F I P パートナーズが行う金融商品取引業の内容及び方法の概要 ……………	p. 8
第 8 出資対象事業持分取引契約に関する事項 ……………	p. 9
第 9 出資対象事業の運営に関する事項 ……………	p. 11
第 10 出資対象事業の経理に関する事項 ……………	p. 13
第 11 出資金の分別管理の方法 ……………	p. 14
第 12 株式会社 F I P パートナーズ（本営業者）の概要 ……………	p. 15

F I Pファンド3年5号コース匿名組合契約
契約締結前交付書面

この書面には、お客様が、株式会社F I Pパートナーズとの間で新たに匿名組合契約（以下「本契約」といいます。）を締結し、本契約に基づく匿名組合員として出資して頂くうえでのリスクや留意点が記載されております。

予め十分によくお読み頂き、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※ お客様のご判断に影響を及ぼすこととなる特に重要な事項

（本契約の概要）

○ 本契約の出資対象となる出資対象事業持分（以下「本出資持分」といいます。）は、商法第2編第4章に基づき組成されたF I Pファンド3年5号コース匿名組合（以下「本匿名組合」といいます。）に係る匿名組合員としての出資対象事業持分であり、金融商品取引法第2条第2項第5号に規定する有価証券に当たります。

○ お客様は、本匿名組合の営業者である株式会社F I Pパートナーズ（以下「本営業者」といいます。）との間で本契約を締結し、本匿名組合の匿名組合員となります。

○ 本契約は、お客様が出資した金銭を、本営業者が、韓国所在の韓国法人である株式会社サクセスゲート貸付（以下「サクセスゲート」といいます。）のみに対して貸し付け、当該貸付についての元本返済金及び支払利息を原資として、お客様に対する分配を行うことを内容とした契約です。

○ お客様は出資した金銭の実際の使途や収支の状況等について、本営業者から相対で入手する情報に基づいて、お客様ご自身で判断いただく必要がございます。本匿名組合出資にあたり締結される本契約は、匿名組合出資者に本事業に対する権限がなく、元本の毀損リスクや流動性が乏しい等の他特性を有しますので、これらの特性をご理解の上、投資をご判断ください。

(本契約による損失のリスク)

○本契約は、お客様の出資金について、元本保証するものではなく、サクセスゲート及び本営業者の信用状況等により損失が生じるおそれがあります。

詳しくは、後記の「元本欠損が生ずるおそれがあることについて」をご覧ください。

① 手数料など諸費用について

- ・ 本契約申込に際して、出資金額の2.0%を上限とする販売手数料がかかります。詳しくは、後記の「お客様にお支払い頂く手数料等諸費用について」をご覧ください。
- ・ 本営業者は、本匿名組合から、本書記載のと通りの計算に基づく報酬を受領致します。
- ・ お客様が、本営業者の同意を得て、中途解約をされる場合は、本書記載のと通りの計算に基づく、解約手数料をお客様から本営業者に対してお支払いいただきます。
- ・ 本営業者は、本匿名組合運営費用、本匿名組合の財産の運用に係る費用及び弁護士費用等を、本匿名組合から支払います。

② 元本欠損が生ずるおそれがあることについて

- ・ 本出資持分は、元本が保証されているものではありません。
- ・ お客様は、本営業者がサクセスゲートに対して金銭を貸し付ける事業に対して出資をすることになり、サクセスゲートからの元本返済金及び支払利息が、お客様へのお出資金の返還及び収益分配に充てられることとなります。

したがって、サクセスゲートの信用状況が悪化したときには、サクセスゲートからの本営業者に対する返済が滞り、お客様の出資した元本額に欠損が生じる場合があります。

なお、サクセスゲートの韓国における登記内容の概要（2017年2月1日現在）は以下のとおりです。

商号：株式会社サクセスゲート貸付

本店： 大韓民国ソウル特別市瑞草区蚕院路24、
第1棟2階206号

1株の金額： 金10,000ウォン
発行する株式の総数： 40,000株
発行済株式の種類と総数： 普通株式15,000株
資本の総額： 金150,000,000ウォン

目的： 1. 消費者金融業
1. ベンチャー企業支援 金融業
1. 各種債権支援
1. 金融業
1. 貸付業
1. 各号に関連した付帯事業一切

役員： 代表取締役 高木 信治
社内取締役 崔 聖益 ・ 康 宰源

設立： 2012年12月5日

サクセスゲートは、本営業者からの借入金を原資として韓国内で貸付を行うため、韓国における貸付業の登録を受けており、貸付業務の経験者を雇用しています。

- お客様は、円建てで出資し、円建てで収益分配等を受けるため、為替変動の影響を直接に受けることはありません（お客さまにとって、直接に為替差損が生じることはなく、また、直接に為替差益が生じることもありません。）。

ただし、サクセスゲートは、本営業者からの円建てによる借入金について、韓国ウォンに交換して使用するため、円・ウォンの為替変動の影響を受けることとなります。したがって、サクセスゲートの信用リスクを負担しているお客様は、サクセスゲートが受ける為替変動の影響を通じて、間接的に、為替変動の影響を受けることに

なります。

- お客様の出資は、出資された段階で本営業者の財産となります。したがって、本営業者の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を返還することができないことにもなり、その結果、お客様の出資した元本額に欠損が生じる場合があります。
- 本匿名組合は、現在、日本と比較して高金利が認められている韓国に貸付資金を供給し、収益の獲得を目指すものです。したがって、今後、韓国において金銭消費貸借契約に関して適用される上限金利が低下したとき、または貸付競争の発生などにより高金利での貸付けを受け入れる者をサクセスゲートにおいて確保することが困難となり、サクセスゲートの信用状況が悪化し、その結果、本匿名組合の収益に悪影響が生じるおそれがあります。
- 本営業者は、お客様の出資対象事業及び他の匿名組合の事業（本契約と類似する匿名組合契約を本営業者との間で締結した者を匿名組合員とする匿名組合を「他の匿名組合」といい、本営業者が、他の匿名組合の出資金を、サクセスゲートが韓国内において行う貸金業に、貸付の形式で投資する事業を「他の匿名組合の事業」といいます。以下同じ。）であるサクセスゲートに対する金銭の貸付け業務を行います。また、本契約締結時点で、本営業者は、お客様の出資対象事業及び他の匿名組合の事業以外の事業を行っており、また、今後も新規の事業を行う可能性があります。
- 本組合の匿名組合員としての地位は、取引所その他の流通市場が存在しないため、譲渡その他の処分は相対取引によらなければならず、営業者の承認がなければ譲渡することができません。したがって、他の金融商品と比較して流動性が著しく低い金融商品となります。

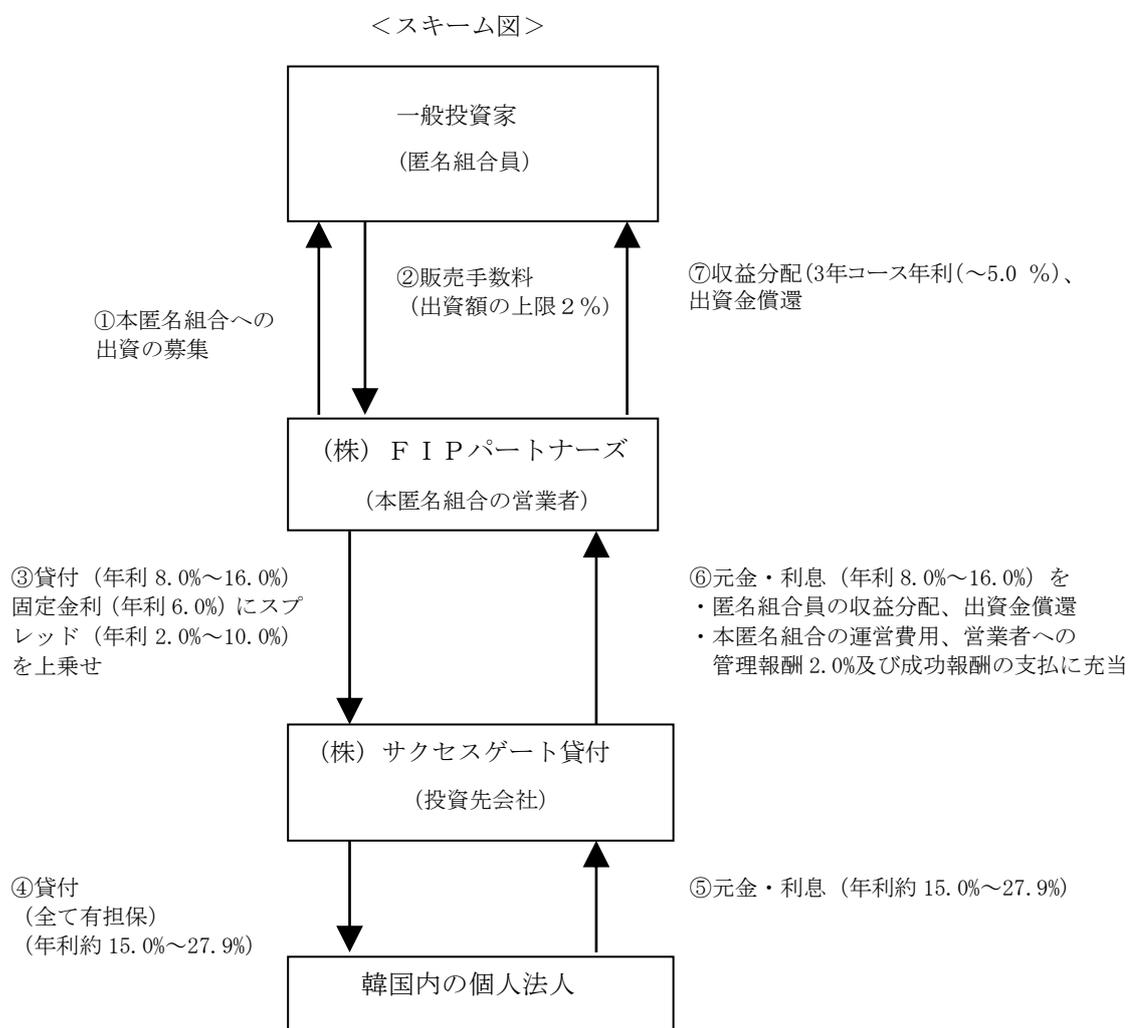
③ 本契約にクーリング・オフの適用がないことについて

- 本契約には、金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。

第1 本契約の概要

お客様が本営業者との間で締結する本契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約です。匿名組合契約とは、匿名組合員が営業者の営業のために出資を行い、営業者がその営業から生じる利益を匿名組合員に分配することを約するものです。本契約では、お客様が匿名組合員となり、本営業者（株式会社FIPパートナーズ）が営業者となります。お客様は、本契約により、匿名組合員としての本出資持分を取得することとなります。

FIPファンド3年5号コース匿名組合の出資の対象となる営業（以下「本事業」といいます。）は、本営業者が、サクセスゲートのみとの間で金銭消費貸借契約を締結し、本営業者への出資金を原資としてサクセスゲートに対して円建てで金銭を貸し付け、当該貸付について円建てで元本返済及び利息の支払いを受ける事業です。本営業者が受領する当該元本返済金及び支払利息が、お客様に対する出資金の返還及び収益分配の原資となります。



第2 お客様にお支払い頂く手数料等諸費用について

1 販売手数料

お客様には、お客様が本業者との間で本契約を締結した場合、本業者に対し、出資金額の2.0%を上限とする販売手数料(消費税込)を、出資金額とは別にお支払い頂きます。

なお、販売手数料(消費税込)につきましては、出資金額と合わせて、本業者が出資申込証に記載して指定した銀行口座等にお振り込み頂きます。

2 送金手数料

出資金の払込その他のお客様から本業者に対する送金の手数は、お客様にご負担頂きます。

3 本匿名組合財産より支払う費用等

以下の費用等を、本匿名組合の財産より支払います。

(1) 本業者への報酬

(i) 管理報酬：計算期間ごとに暫定決算日現在における匿名組合員の出資金額の合計額の2.0%を12で除した金額(税引き前)。但し、1か月未満の計算期間の報酬は、実日数による日割計算(1円未満切捨て)により算出します。

(ii) 成功報酬：本業者は、暫定決算日を含む計算期間において本事業から生じた利益から本事業に係る費用並びに業者に対する管理報酬を控除した金額のうち本匿名組合に対する出資金の総額の一定割合(3年コース年利5.0%)を12で除した金額(税引き前)を超過する部分がある場合は、その超過する部分に相当する金銭を、本匿名組合員及びその他匿名組合員に対する金銭の分配時に控除し、各会計期間の終了後決算の確定時に成功報酬として受領するものとします。

(2) 解約手数料

お客様は、本業者の同意を得た場合に限り、3か月間の予告期間をおいたうえで、本契約を解約することができますが、その場合、お客様には、解約手数料として、以下の計算式によって計算される金額を本業者に対してお支払いいただきます。また、本業者は、当該解約に伴う出資金返還時に、当該解約手数料相当額を、出資金返還額から差し引くことができます。

解約手数料＝当該解約時における出資金の額×1.0%×当該解約時から本契約期間終了日までの日数÷365

(3) その他の費用

本匿名組合運営費用、本匿名組合の財産の運用にかかる費用、各種送金にかかる手数料、弁護士、公認会計士及び税理士その他の専門家費用並びに法令等の変更時にかかる費用等が、合理的と考えられる範囲内で、本匿名組合の財産から支払われます。

これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に金額、上限額または計算方法を示すことができません。

第3 お客様がする金融商品取引行為について、本業者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがあることについて

本契約は、お客様の出資金について、元本保証するものではなく、サクセsgate及び本業者の信用状況等により損失が生じるおそれがあります。

詳しくは、前記の「② 元本欠損が生ずるおそれがあることについて」をご覧ください。

第4 本契約終了の事由について

1 本契約は、以下のいずれかの事由が生じた場合は直ちに終了します。

(1) 本契約期間終了日が経過した場合

- (2) 本事業の継続が不能になったと本営業者が合理的に判断し、本匿名組合員にその旨を書面により通知した場合
- (3) 本営業者又は本匿名組合員につき、破産手続開始の決定があった場合
- 2 以下のいずれかにあたる場合には、本匿名組合員は、本営業者に催告することなく、本契約を解除することができます。
 - (1) 本営業者につき、民事再生手続開始又はこれに類する法的倒産手続開始についての申立てがあった場合
 - (2) 本営業者が解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合
 - (3) 本営業者が本契約上の重大な義務の不履行を行った場合又は履行不能に陥った場合
- 3 以下のいずれかの事由が生じた場合には、本営業者は、本匿名組合員に催告することなく、本契約を解除することができます。
 - (1) 本匿名組合員につき、民事再生手続開始又はこれに類する法的倒産手続開始についての申立てがあり、その申立てが申立て後30日を経ても取下げられない場合
 - (2) 本匿名組合員が解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合
 - (3) 本匿名組合員が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 本匿名組合員が本契約上の重大な義務の不履行を行った場合又は履行不能に陥った場合
- 4 本営業者は、以下の状況が現出した場合は、本匿名組合員に対する14営業日以上猶予期間をもってなされる書面による通知をもって、本契約を、同通知において特定された日において、終了させることができます。
 - (1) 韓国において、金銭消費貸借契約に関して適用される上限金利が、年20%未満とする旨の法令が制定された場合
 - (2) 韓国において、かかる法令が1年以内に制定されることが相当程度の蓋然性をもって予想される状況が現出した場合
 - (3) 経済状況の変化により、韓国において、年率20%程度での貸付を受け入れ、かつ、返済能力を有する者をサクセスゲートにおいて確保することが、現実的に困難であると、本営業者の合理的な判断に基づき、本営業者において判断した場合
- 5 本匿名組合員は、本営業者の同意を得た場合に限り、3か月間の予告期間をおいたうえで、本契約を解約することができます。但し、当該解約時には、本匿名組合員は、解約手数料として、以下の計算式によって計算される金額を本営業者に対して支払うものとし、本営業者は、当該解約に伴う出資金返還時に、当該解約手数料相当額を、出資金返還額から差し引くことができます。

$$\text{解約手数料} = \text{当該解約時における出資金の額} \times 10\% \times \text{当該解約時から本契約期間終了日までの日数} \div 365$$
- 6 本契約には、法令上可能な限り、商法第540条第1項及び第2項の規定の適用はないものとします。
- 7 本契約は、上記第1項乃至第5項の各規定に基づく終了の場合を除いては、終了しないものとします。

第5 本契約に関する租税の概要について

本契約からの収益分配金については、雑所得として総合課税され、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税されます。日本において本営業者が収益分配金の源泉徴収（税率は20%。ただし2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.42%。なお、法令により税率が変更された場合は、変更後の税率によります。）を行いますが、源泉徴収された金額については、お客様の所得税額に充当されます。なお、本営業者は、所得税法の規定に基づき、お客様が本匿名組合の一事業年度において受領された収益分配金の額等を記載した支払調書を、当該事業年度の終了日の属する年の翌年1月31日までに、所轄税務署長に提出致します。

第6 本出資持分の譲渡に関する制限について

- 1 本匿名組合員は、本契約上の地位並びに権利及び義務を第三者に譲渡、担保設定その他の処分をしてはなりません。
- 2 本営業者は、本匿名組合員に対する事前の書面による通知をもって、本契約上の自己の権利義務を、その関連会社に譲渡することができます。
- 3 本営業者は、本匿名組合員の事前の書面による同意（かかる同意は、譲受人が、第二種金融商品取引業者の場合、合理的理由なく差し控えられ、又は遅滞されないものとし、）のない限り、本契約上の自己の権利義務を自己の関連会社以外の第三者に譲渡又は移転することはできません。

第7 株式会社F I Pパートナーズが行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

株式会社F I Pパートナーズ（本営業者）が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第2条第8項第7号に定める有価証券の自己募集であり、本件金融商品取引を行う場合は以下によります。

- ・ 当社は、本営業者として、本匿名組合への出資の自己募集を行います。
- ・ 本匿名組合に出資するお客様は、出資金の払い込みを行い、匿名組合員として本営業者との間で本契約を交わします。
- ・ 本契約が成立した場合には、契約締結時交付書面等をお客様にお渡し致します。
- ・ なお、本営業者は、本件金融商品取引に関する契約の締結を以下のとおりに行い、お客様の取引時確認をさせていただきます。取引時確認を行う際、お客様には、以下の取引時確認書類をご用意頂きます。
 - 個人の場合……運転免許証、健康保険証、写真付きの個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、各種年金手帳、外国人登録証明書（外国人の場合）、住民票の写し、印鑑登録証明書のうちいずれか1つ
 - 法人の場合……法人格の確認書類（登記簿謄本（抄本）、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書のうちいずれか1つ）及び取引責任者様の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、写真付きの個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、各種年金手帳、外国人登録証明書（外国人の場合）、住民票の写し、印鑑登録証明書のうちいずれか1つ）

1 インターネットによるお申し込みの場合

本営業者は、お客様からインターネットにより本件金融商品取引のお申し込みを受け付ける場合は、お申し込みを頂く前に、インターネット上の画面に、金融商品取引法上の契約締結前交付書面に記載される説明事項及び金融商品販売法上の説明義務の対象となる説明事項を表示し、お客様に当該説明事項をご理解頂くように致します。なお、本営業者は、お客様に対する説明を十分に行うため、お客様からの問い合わせに適切に対応できる体制を整備すること、及び照会頻度の高い質問について、インターネット上の画面に質疑応答集を掲載することに努めます。

本営業者は、お客様が、インターネットによるお申し込みをされるに際して、お客様の金融商品取引行為についての知識及び経験、財産の状況並びに金融商品取引契約を締結する目的等、適合性を判断するための項目をご入力いただくこととし、お客様の適合性を確認致します。

本営業者は、お客様の適合性について確認させて頂いた後に、契約書2通及び出資お申込書を作成し、お客様に対し、書留郵便により、転送不要郵便物として送付致します。

お客様は、当社が出資お申込書に記載して指定した銀行口座等に出資金及び販売手数料（消費税を含みます。）の払い込みをした上、送付を受けた契約書2通及び出資及び出資お申込書に署名押印し、取引時確認書類の写しとともに、本営業者に送付します。

本営業者は、お客様からの出資金等の払い込みを確認するとともに、お客様から送付を受けた取引時確認書類の写しにより取引時確認を行い、取引時確認記録を作成します。そして、お客様から送付を受けた契約書2通に記名押印をし、うち1通を、金融商品取引法上の契約締結時交付書面等とともに、お客様に郵送致します。

2 対面によるお申し込みの場合

本営業者は、お客さまから対面により本件金融商品取引のお申し込みを受け付ける場合は、取

引時確認書類のご提示を受けて取引時確認を行い、取引時確認記録を作成します。

本営業者は、お客様が対面によるお申し込みをされる前に、お客様に対し、金融商品取引法上の契約締結前交付書面及び金融商品販売法上の説明義務の対象となる説明事項が記載された書面を交付致します。本営業者は、お客様がこれらの書面を読み、その内容を理解したことを確認致します。

本営業者は、お客様が署名押印をした契約書2通及び出資お申込書をお客様より受領するとともに、お客様の金融商品取引行為についての知識及び経験、財産の状況並びに金融商品取引契約を締結する目的等、適合性を判断するための事項を聴取させていただきます。

本営業者は、お客様の適合性について確認させて頂いた後に、お客様からの出資金等の払い込みを確認した上で、お客様から交付を受けた契約書2通に記名押印をし、うち1通を、金融商品取引法上の契約締結時交付書面等とともに、お客様に交付致します。

3 電話又はFAXによるお申し込みの場合

本営業者は、お客様から電話又はFAX等により本件金融商品取引のお申し込みを受け付ける場合は、前記1又は2に準じて手続を行うものとします。

第8 出資対象事業持分取引契約に関する事項

1 出資対象事業持分の名称

F I Pファンド3年5号コース匿名組合出資持分

2 出資対象事業持分の形態

商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく匿名組合員としての出資

3 出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項

(1) 申込期間

申込期間は、営業開始日（2017年4月1日又は本営業者が別途指定した日）から1年間を予定していますが、期間を延長することがあります。

(2) 募集者数

募集者数は、上限及び下限を設けません。

(3) 募集総額

募集総額は、30億円を予定しておりますが、上限及び下限は設けません。

1口以上の出資金の入金があった時点において、本匿名組合は成立します。

そのため、本匿名組合成立後、出資金は速やかにサクセスゲートに貸し付けられます。

(4) 募集単位

1口10万円（1口以上1口単位のお申し込みが可能）

(5) 申込方法

申し込みの際は、本書面をよくお読み頂き、本営業者のホームページからインターネットによる方法、電話若しくはFAXによる方法、又は対面による方法によりお申し込み頂きます。

4 出資又は拠出をする金銭の払い込みに関する事項

お客様には、本契約のお申込時に、本匿名組合口座に、出資金及び販売手数料の払い込みをして頂きます。払い込みがなされた出資金及び販売手数料は、本契約において明示的に規定される場合を除き、払い戻しはされないものとします。

なお、出資金及び販売手数料の振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

5 出資対象事業持分に係る契約期間

本契約の締結及び出資金の払込みが完了した日から3年間とします。収益分配の目標利率は5.0%（年率）となります。

6 出資対象事業持分に係る解約等に関する事項

(1) 解約の可否

本契約の中途解約は、本契約又は商法第540条に定める場合を除き、原則としてできません。ただし、お客様は、本営業者の同意を得た場合に限り、3か月間の予告期間をおいたうえで、本契約を解約することができます。

(2) 解約により行われる出資対象事業持分に係る財産の分配に係る財産の分配に係る金銭の額の計算方法、支払方法及び支払予定日

(i) 本事業に係る匿名組合契約の全てが終了した場合、本営業者は、本事業を清算し、本匿名組合員に対して、次のとおり、当該終了後90日以内に出資金の返還及び利益の分配を行います。本営業者は、本責任財産の金額（本責任財産の実際の処分価額又は処分されない場合には一定の客観的基準により算定した評価額。以下本項において同様。）及び本営業者が算出する本事業に係るサクセスゲートに対する貸付債権の評価額の当該終了時点における合計から本事業に係る一切の債務を控除し、本匿名組合員出資比率を乗じて、本営業者と本匿名組合員との間の債権債務の額を加減算した金額をもとに、出資金の返還額を決定します。本匿名組合員に分配されるべき金額が出資金の額を超える場合には、超過部分は利益の分配として支払います。

なお、本書において、本匿名組合員出資比率は、以下のとおり算出される比率を意味します。

$$X \div (X+Y)$$

X = 本匿名組合員の出資金の額（但し、既に払い戻された出資金の累計額を控除した金額を意味します。以下同じです。）

Y = 当該本匿名組合員以外の、本事業に係る匿名組合員による本事業に係る匿名組合契約に基づく本営業者への出資金の額（但し、当該匿名組合契約に基づき当該匿名組合員に対して既に払い戻された当該匿名組合契約に基づく出資金の累計額を控除した金額を意味します。）

(ii) 本事業に係る匿名組合契約の一部が終了した場合においては、本営業者は、次のとおり終了する匿名組合契約に係る本匿名組合員に対して、当該終了後90日以内に出資金の返還及び利益の分配を行います。本営業者は、本責任財産の金額及び本営業者が算出する本事業に係るサクセスゲートに対する貸付債権の評価額の当該終了時点における合計から、当該終了時点における本事業に係る一切の債務を控除した上で、当該終了時点における本匿名組合員出資比率を乗じて、本営業者と本匿名組合員との間の債権債務の額を加減算した金額をもとに、前項の出資金の返還額を決定します。本匿名組合員に分配されるべき金額が出資金の額を超える場合には、超過部分は利益の分配として支払います。

(3) 解約手数料

解約に係る手数料については、以下の計算式によって計算される金額を本営業者に対して支払うものとし、本営業者は、当該解約に伴う出資金返還時に、当該解約手数料相当額を、出資金返還額から差し引くことができます。

解約手数料 = 当該解約時における出資金の額 × 10% × 当該解約時から本契約期間終了日までの日数 ÷ 365

7 損害賠償額の予定に関する事項

本営業者又は本匿名組合員が本契約上負っている支払義務の履行を遅延した場合には、当該遅延した当事者は相手方に対して、支払期日から支払済みに至るまで未払債務に対して年率14%の遅延損害金を支払うものとされています。また、本匿名組合員が、本営業者の同意を得て、本契約を中途解約する場合には、解約手数料を本営業者に支払う必要があります。

8 お客様の権利及び責任の範囲に関する事項

(1) 出資対象事業に係る財産に対するお客様の調査権

お客様は、合理的な理由を付した書面を本営業者に提出することにより、商法第539条の定めに従い、本事業及び本事業にかかる財産の状況について調査することができます。

(2) 出資対象事業に係る財産の所有関係

本匿名組合の財産の所有権は、全て本営業者に帰属します。

(3) お客様の第三者に対する責任の範囲

お客様は、出資対象事業に関して第三者に対する義務を負担しません。

- (4) 出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合のお客様の損失分担に関する事項
お客様の損失の分担額は、出資金額を限度とします。

- (5) 出資対象事業持分の内容

お客様が保有する出資対象事業持分は、商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく匿名組合員としての出資持分です。

第9 出資対象事業の運営に関する事項

1 出資対象事業の内容及び運営の方針

お客様の出資対象事業は、本営業者が、サクセスゲートに対して金銭を貸し付け、その元本返済及び利息の支払を受ける事業です。

サクセスゲートは、本営業者が貸し付けた資金を原資として、韓国において、動産、不動産又は債権による担保を伴った貸付を行います。(サクセスゲートは、本営業者が貸し付けた資金を原資として、無担保の貸付けは行いません。)

本営業者は、本匿名組合のサクセスゲートに対する貸付及び元利金の回収について、適正に管理し運営して参ります。

2 組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続その他の出資対象事業の運営体制

お客様が出資する対象事業の運営体制は以下のとおりです。

- (1) 金銭の貸付業務に係る体制

本営業者の代表及び業務部が担当致します。

- (2) 貸付金元本及び利息等の回収業務に係る体制

本営業者の業務部が担当致します。

- (3) 回収金等の分配業務に係る体制

本営業者の業務部が担当致します。

また、出資対象事業の運営については、本契約に基づき、本営業者が会社法に従って意思決定します。匿名組合出資者であるお客様には、匿名組合営業者の意思決定に関与する権利はありません。

3 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

- (1) 商号

株式会社F I Pパートナーズ

- (2) 役割

本出資持分の発行及び本事業の運営

- (3) 関係業務の内容

出資対象事業たる金銭消費貸借契約の締結並びに貸付債権の管理及び回収

4 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

上記3に同じです。

5 出資対象事業から生ずる収益の配当及び出資金の償還並びに出資対象事業に係る財産の分配の方針

- (1) 収益の配当

- (i) 本営業者は、本契約に従い、計算期間(会計期間を1月ごとに分けて、毎月1日から末日までの期間)において本事業から生じた利益又は損失を本匿名組合員に暫定的に配分し、各会計期間の終了後決算の確定時に各会計期間において本事業から生じた利益又は損失を本匿名組合員に確定的に配分します。なお、本事業に関して、本営業者がその他匿名組合員との間でその他匿名組合契約を締結している場合、本匿名組合

員への本項に基づく利益又は損失の配分は、当該計算期間の末日又は当該会計期間の末日において本匿名組合員出資比率に応じてそれぞれ行われます。

- (ii) 本営業者は、暫定決算日の翌月15日(休日の場合は翌営業日)(以下「金銭分配日」という。)までに、暫定決算日を含む計算期間において本事業から生じた利益から費用及び営業者に対する管理報酬を控除した金額(以下「分配対象金額」という。)を本匿名組合員に対して分配します。なお、本事業に関して、本営業者がその他匿名組合員との間でその他匿名組合契約を締結している場合、本匿名組合員への本項に基づく分配対象金額の分配は、当該計算期間の末日における本匿名組合員出資比率に応じて行われます。
 - (iii) (i)に基づき配分された利益の額のうち金銭分配日の直前においてかかる金銭の分配がなされていない額を超える額の金銭が前項に基づき本匿名組合員に対して支払われた場合、かかる金銭の支払いは原則として出資の払戻しと扱われます。
 - (iv) 本営業者が、適用ある税法の規定により、本契約に基づく本匿名組合員に対する支払いについて何らかの金額を控除しなければならない場合、本営業者は当該金額を控除して本匿名組合員への支払を行います。本匿名組合員はかかる控除がなされることにあらかじめ同意します。この場合、本匿名組合員は本営業者に対して支払額の増額又は追加の支払いを要求する権利を有しません。
 - (v) 本営業者は、金銭分配日までに、本匿名組合員に対し、当該金銭分配日にかかる分配対象金額及び本匿名組合員出資比率が記載された金銭分配通知書を交付します。
- (2) 出資金の償還
- (i) 本事業に係る匿名組合契約が全て終了した場合、本営業者は、本事業を清算し、本匿名組合員に対して、次項に従って、当該終了後90日以内に出資金の返還及び利益の分配を行います。
 - (ii) 前項の場合において、本営業者は、本責任財産の金額(本責任財産の実際の処分価額又は処分されない場合には一定の客観的基準により算定した評価額。以下本(2)において同じです。)及び本営業者が算出する本事業に係るサクセスゲートに対する貸付債権の評価額の当該終了時点における合計から本事業に係る一切の債務を控除し、本匿名組合員出資比率を乗じて、本営業者と本匿名組合員との間の債権債務の額を加減算した金額をもとに、前項の出資金の返還額を決定します。本匿名組合員に分配されるべき金額が出資金の額を超える場合には、超過部分は利益の分配として支払います。
 - (iii) 本事業に係る匿名組合契約の一部が終了した場合、本営業者は、当該匿名組合契約に係る本匿名組合員に対して、次項に従って、当該終了後90日以内に出資金の返還及び利益の分配を行います。
 - (iv) 前項の場合において、本営業者は、本責任財産の金額及び本営業者が算出する本事業に係るサクセスゲートに対する貸付債権の評価額の当該終了時点における合計から、当該終了時点における本事業に係る一切の債務を控除した上で、当該終了時点における本匿名組合員出資比率を乗じて、本営業者と本匿名組合員との間の債権債務の額を加減算した金額をもとに、前項の出資金の返還額を決定します。本匿名組合員に分配されるべき金額が出資金の額を超える場合には、超過部分は利益の分配として支払います。
 - (v) 本契約の他の規定にかかわらず、(2)(i)項の場合における出資金の返還及び利益の分配を含めた清算手続は、本営業者が本匿名組合員及びその他匿名組合員以外の第三者に対して負担した本事業に係る一切の債務が全額弁済されることを停止条件として行われます。
- (3) 財産分配の方針
- 前記「本契約終了の事由について」により本契約が終了した場合には、本営業者はお客様に対して、当該終了時において、前記(1)収益の配当及び(2)出資金の償還の規定に基づき、出資元本金額の返還及び収益分配を行います。
- (4) 責任財産限定
- (i) 本営業者が、本契約に関連して本匿名組合員に対して負担する一切の債務の支払いは、本責任財産(出資金のほか、本事業の遂行のために本営業者により取得される全ての財産のうち、その時々における本匿名組合口座内の金銭及び同口座に係る預金払戻請求権をい

います。)のみを引当とし、本責任財産以外の資産は引当となりません。本責任財産により回収された金額が本契約に基づき本営業者が本匿名組合員に対して負担する債務の額に足りなかった場合には、当該不足額について本匿名組合員はその債権を放棄したのみなされます。

- (ii) 本営業者の以下の資産は、いかなる場合においても、本匿名組合員との関係では、本営業者の本責任財産を構成しません。
 - (a) 資本金受入口座に一旦預け入れられ、その後同口座から他の銀行口座(本匿名組合口座及び送金口座を除きます。)に移転され、又は他の者に引渡された資金
 - (b) 本営業者報酬口座に存する資金
 - (c) 本営業者報酬口座に一旦預け入れられ、その後同口座から他の銀行口座(本匿名組合口座及び送金口座を除きます。)に移転され、又は他の者に引渡された資金
 - (d) 他の匿名組合の匿名組合員からの出資(出資金の変形物(貸付債権等を含む。))を含みます。)
 - (e) 他の匿名組合のために開設された、当該他の匿名組合にとって匿名組合口座又は送金口座に相当する銀行口座に入金された資金、これに係る預金債権及び利息債権

第10 出資対象事業の経理に関する事項

1 会計期間

本事業の会計期間は、毎年3月1日から5月末日、6月1日から8月末日、9月1日から11月末日及び12月1日から翌年2月末日までの年4期とします。但し、最初の会計期間は、平成29年3月1日から平成29年5月末日までとします。

2 貸借対照表及び損益計算書

新規の募集となりますので、現時点ではございません。

3 出資対象事業持分の総額

総額30億円を予定しておりますが、上限及び下限は設けません。

4 発行済みの出資対象事業持分の総数

新規の募集となりますので、現時点ではございません。

5 配当等に関する事項

(1) 配当等の総額

お客様への収益分配の総額は、ご出資金額等に従い、決定されることとなります。

(2) 配当等の支払方法

本営業者によるお客様に対する金銭(収益分配金及び適用出資元本償還金を含む。)の支払は、お客様がお客様カードで指定された銀行口座又は、お客様が随時変更し、その旨を本営業者に本契約に基づいて通知された日本国内に開設された銀行口座に送金する方法により行われるものとします。

(3) 配当等に対する課税方法及び税率

本契約からの収益分配金については、雑所得として総合課税され、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税されます。日本において本営業者が収益分配金の源泉徴収(税率は20%。ただし2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.42%。なお、法令により税率が変更された場合は、変更後の税率によります。)を行います。源泉徴収された金額については、お客様の所得税額に充当されます。

なお、本営業者は、所得税法の規定に基づき、お客様が本匿名組合の一事業年度において受領された収益分配金の額等を記載した支払調書を、当該事業年度の終了日の属する年の翌年1月31日までに、所轄税務署長に提出致します。

6 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額

新規の募集となりますので、現時点ではございません。

7 出資対象事業持分一単位当たりの純資産額、純損益額及び配当等の金額

新規の募集となりますので、現時点ではございません。

- 8 自己資本比率及び自己資本利益率
新規の募集となりますので、現時点ではございません。
- 9 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業である場合にあっては、当該資産に関する事項
- (1) 資産の種類ごとの数量及び金額
出資対象事業が投資を行う対象は、サクセスゲートに対する貸付ですが、新規の募集となりますので、現時点ではございません。
- (2) (1)の金額の評価方法
サクセスゲートに対する貸付債権の評価額は、原則として、サクセスゲートに対する貸付債権の元本額となりますが、貸付債権の全部又は一部が回収困難となった場合には、評価額も下落する可能性があります。
- (3) (1)の金額が本匿名組合に係る資産の総額に占める割合
新規の募集となりますので、現時点ではございません。
- 10 外部監査の有無
外部監査は受けておりません。

第11 出資金の分別管理の方法

- 1 出資金を管理する銀行口座
出資金は以下の銀行口座に預けられ、本営業者の固有財産その他の財産とは分別して管理されます。

金融機関： 東京シティ信用金庫
店 名： 本店
所 在 地： 東京都中央区日本橋室町1丁目9番14号
預金種別： 791149
口座番号： 開設申請中
口座名義： 株式会社FIPパートナーズFIPファンド3年5号コース
(カブシキガイシャエフアイピーパートナーズエフアイピーファンドサン
ネンゴゴウコース)

出資者からのお振り込み受け入れ専用口座

金融機関： 三井住友銀行
店 名： 日本橋東 支店
所 在 地： 東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番12号
預金種別： 普通預金
口座番号： 7802995
口座名義： 株式会社FIPパートナーズFIPファンド3年5号コース
(カブシキガイシャエフアイピーパートナーズエフアイピーファンドサン
ネンゴゴウコース)

- 2 管理の実施状況及び当該実施状況の確認を行う方法
新規の募集となりますので、現時点ではございません。分別管理を行う方法としては、適宜

業務部にて出資者よりの入金時における通帳と管理票の突き合わせによって、分別管理を行い、管理部にて確認を行っています。

3 出資対象事業に係る資金の流れに関する事項

(1) 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の用途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各用途への配分に係る方針

本営業者は、匿名組合出資者から出資を受けた出資金の全てをサクセスゲートに対する金銭の貸し付けに充てています。

(2) 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割

本事業に基づき本匿名組合に帰属する現預金については、本営業者の口座にて、本営業者によって管理されます。

第12 株式会社FIPパートナーズ（本営業者）の概要

1 商 号：株式会社FIPパートナーズ

2 登 録 番 号：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2631号

3 本 店 所 在 地：東京都中央区日本橋箱崎町16番1号

4 資 本 金：5000万円

5 主 な 事 業：第二種金融商品取引業

6 金融商品取引業協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※ 株式会社FIPパートナーズが加入している一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対して苦情の処理及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っています。

※ 本件金融商品取引に関するお問い合わせ及びご苦情等につきましては、本営業者の下記連絡先にて承りますが、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターにおきましても、ご苦情のご相談及び紛争解決のご相談を承っております。同センターへのご相談につきましては、下記連絡先へご連絡頂き、本営業者の登録番号第2631号をお伝えください。

7 苦 情 処 理 措 置：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用すること（同センター連絡先：電話番号0120-64-5005/同センター受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日及び12月31日から1月3日を除く。）午前9時～午後5時）

8 紛 争 解 決 措 置：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用すること（同センター連絡先：電話番号0120-64-5005/同センター受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日及び12月31日から1月3日を除く。）午前9時～午後5時）

9 設 立 年 月 日：平成19年1月10日

10 連 絡 先：株式会社FIPパートナーズ

・ 電 話 番 号：0120-817-719（代表）（フリーダイヤル）
03-6661-6781（代表）
050-5846-1727（管理部門）

・ F A X 番 号：03-6661-6782

・ E - m a i l：compliance@fip-partners.net

・ U R L：http://www.fip-partners.net/

Memo
